第三十七条中「六課」を「五課」に、「教育第三課　研究課」を「教育第三課」に改める。

第三十八条中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　術科教育（第三十八条の四第一項に規定する飛行教育以外の技術教育をいう。第三十八条の五において同じ。）を行う学校における教育訓練に関する調査研究の実施計画に関すること。

第三十八条の五第一号中「（飛行教育以外の技術教育をいう。以下同じ。）」を削る。

第三十八条の六を削り、第三十八条の七を第三十八条の六とし、第三十八条の八から第三十八条の十四までを一条ずつ繰り上げる。

（若年定年退職者給付金に関する省令の一部改正）

第四条　若年定年退職者給付金に関する省令（平成二十一年防衛省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「防衛大学校長、」を「大臣官房長、防衛大学校長、」に、「防衛大学校長等」を「大臣官房長等」に改める。

第三条第二項中「防衛大学校長等」を「大臣官房長等」に改める。

第八条第一項中「書類（以下」の下に「この条及び第十八条において」を加える。

第十二条第一項中「以下」を「次項及び第十四条において」に改め、同条第二項中「以下」を「次条及び第二十二条第二項において」に改める。

附則第二項から第八項までを削り、附則第一項の項番号を削る。

附　則

この省令は、平成二十六年八月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第二百六十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

平成二十六年七月三十一日

総務大臣　新藤　義孝

第4の表中

207.5MHz以上222MHz以下

を

99MHzを超え108MHz以下
207.5MHz以上222MHz以下

に改める。

○総務省告示第二百六十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十三第四項の規定により、特定基地局の開設に関する計画を認定したので、同条第七項及び電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十一条の二の六の規定に基づき、告示する。

平成二十六年七月三十一日

総務大臣　新藤　義孝

認定をした日	認定の有効期間	指定した周波数	認定を受けた者の名称	特定基地局により行われる移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域
平成二十六年七月十五日	平成二十六年七月十五日から平成三十一年七月十四日まで	一〇三・五MHzを超え一〇八MHz以下	株式会社ＶＩＰ	北海道

平成二十六年七月十五日	平成二十六年七月十五日から平成三十一年七月十四日まで	九九MHzを超え一〇三・五MHz以下	株式会社ＶＩＰ	東北広域圏
平成二十六年七月十五日	平成二十六年七月十五日から平成三十一年七月十四日まで	一〇三・五MHzを超え一〇八MHz以下	株式会社ＶＩＰ	関東・甲信越広域圏
平成二十六年七月十五日	平成二十六年七月十五日から平成三十一年七月十四日まで	九九MHzを超え一〇三・五MHz以下	株式会社ＶＩＰ	東海・北陸広域圏
平成二十六年七月十五日	平成二十六年七月十五日から平成三十一年七月十四日まで	一〇三・五MHzを超え一〇八MHz以下	株式会社ＶＩＰ	近畿広域圏
平成二十六年七月十五日	平成二十六年七月十五日から平成三十一年七月十四日まで	九九MHzを超え一〇三・五MHz以下	株式会社ＶＩＰ	中国・四国広域圏
平成二十六年七月十五日	平成二十六年七月十五日から平成三十一年七月十四日まで	一〇三・五MHzを超え一〇八MHz以下	株式会社ＶＩＰ	九州・沖縄広域圏

○法務省告示第三百三十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月三十一日

法務大臣臨時代理
国務大臣　古屋　圭司

第二号イの表に次のように加える。

名古屋トーヨーサッシ株式会社	愛知県名古屋市西区宝地町百三十六番地	サッシ施工

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社日本瓦ユニオン	愛知県安城市和泉町大海古二番地九	かわらぶき
株式会社サニーハウス	福岡県北九州市八幡西区星ケ丘二丁目十番六号	内装仕上げ施工
株式会社石橋ステンレス	福岡県筑紫野市大字山家二千百二番地七	溶接
株式会社ヨコヤマ	福岡県鞍手郡鞍手町大字室木五百九十三番地の二	溶接
有限会社村上百工務店	熊本県熊本市南区出仲間四丁目二番十五号	型枠施工